

## 別紙

	現行	改正案	理由
①	[3]2-5リ (2) 登録申請の時点において、同法第16条第1項の許可を取得できず、書類を提出できない申請者の <u>取り扱い</u> については、ト(2)を参照のこと。	[3]2-5リ (2) 登録申請の時点において、同法第16条第1項の許可を取得できず、書類を提出できない申請者 <b>にあつては、後日許可を取得した上で、取得後直ちに書類を提出することを条件として登録を行うこととして差し支えない。</b> この場合、申請者が既に許可の申請を行っている場合 <b>にあつては、その申請者の写を提出させること。</b>	前回改正時に引用元のト(2)が削除されたため、内容を記載。
②	—	[3]5-3ロ(4) (4) 雪冷熱エネルギーを利用した倉庫について、冷蔵室の保管温度が常時摂氏10度以下を保てない場合に備え、 <b>所要の措置、報告を求めることとする場合</b>	登録に付す条件の例として、追加。
③	—	[5]1-1 1 冷蔵施設明細書(則第2号様式) 1-1 冷凍機表 次の要領により作成させること。なお、圧縮式冷凍機(冷媒を繰り返し圧縮、液化することにより発生する気化熱を利用して物を冷却する設備を指す。)を使用しない冷蔵倉庫の場合にあつては、以下のうちニ、ヘ、チについては記載することを要しない。 <b>また、雪冷熱エネルギーを利用した倉庫の場合にあつては、ハのみ記載すること。</b>	冷蔵施設明細書(則第2号様式) 雪冷熱エネルギーを利用した倉庫の場合、ハ以外は記載できないため、その旨追記。
④	—	[5]1-1 1 冷蔵施設明細書(則第2号様式) ハ「冷却方式」の欄には、圧縮式冷凍機を使用する場合にあつては、直接膨張式二段圧縮、直接膨張式単段圧縮、間接膨張式二段圧縮、間接膨張式単段圧縮の別を記載すること。 <b>雪冷熱エネルギーを利用した倉庫にあつては、雪冷熱と記載すること。</b>	冷蔵施設明細書(則第2号様式 冷凍機表) 雪冷熱エネルギーを利用した倉庫の場合の記載方法について追記。

<p>⑤</p>	<p>—</p>	<p>[5]1-2 冷蔵室表(則第2号様式) 次の要領により記載すること。なお、圧縮冷凍機を使用しない冷蔵倉庫の場合にあつては、以下のうち、へについては記載することを要しない。 <b>また、雪冷熱エネルギーを利用した倉庫の場合にあつては、ホについては記載することを要しない。</b></p>	<p>冷蔵施設明細書(則第2号様式 冷蔵室表) 雪冷熱エネルギーを利用した倉庫の場合、冷蔵室表に記載するホは記載できないため、その旨追記。</p>
<p>⑥</p>	<p>[5]2-4ハ ハ その他(告第19条第5項) ・当該冷蔵倉庫に設けられた冷凍機を実際に稼働させ、冷却試験を行う ・自家用倉庫を営業倉庫に転用する場合において、現に使用している冷凍機の過去の温度記録を提出する ・メーカーの仕様書又は民間の検査機関による検査結果を提出する 等の手段により、当該冷蔵室において盛夏時に所要の保管温度を維持する能力があることを証明できる場合にあつては、イ及びロの基準にかかわらず、則第3条の11第2項第3号の基準を満たすものとして取り扱うこととする。なお、圧縮式冷凍機を使用しない冷蔵倉庫の基準適合性を審査する際は、原則として上によることとする。</p>	<p>[5]2-4ハ ハ その他(告第19条第5項) 以下の手段等により、当該冷蔵室において盛夏時に所要の保管温度を維持する能力があることを証明できる場合にあつては、イ及びロの規定にかかわらず、則第3条の11第2項第3号の基準を満たすものとして取り扱うこととする。 (1)圧縮式冷凍機を使用しない冷蔵倉庫の基準適合性を審査する際は、原則として以下の手段により判断することとする。 ・当該冷蔵倉庫に設けられた冷凍機を実際に稼働させ、冷却試験を行う ・自家用倉庫を営業倉庫に転用する場合において、現に使用している冷凍機の過去の温度記録を提出する ・メーカーの仕様書又は民間の検査機関による検査結果を提出する <b>(2)雪冷熱エネルギーを利用した倉庫の基準適合性を審査する際は、原則として以下の手段により判断することとする。</b> ・当該倉庫の過去の温度記録等により、盛夏時に所要の保管温度を維持する能力があることを証明する。</p>	<p>告示第19条第5項による雪冷熱エネルギーを利用した倉庫の基準適合性の審査方法について追記。併せて記載方法を変更。</p>